



ひと、暮らし、
みらいのために
厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

Press Release

新潟労働局発表
平成31年2月21日

新潟労働局職業安定部職業安定課

職業安定課長 野島 一生

職業安定課長補佐 刀根 雅人

地方労働市場情報官 伊東 雅之

TEL : 025-288-3507 (夜間) 025-288-3540

報道関係者各位

北陸ブロック内雇用情勢報告（平成30年10～12月四半期分）について

北陸ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県）内の雇用トピック等を含む雇用情勢報告（平成30年10～12月四半期分）について公表します。

今般、労働行政へのニーズの高まりに対応し、雇用情勢についての情報提供をより一層促進するため、四半期ごとの雇用情勢等について全国のブロックごとに公表することとなり、北陸ブロックについては、新潟労働局が主要局として公表を行うものです。

※ 公表内容について

- ・「企業の生の声」については、事業所へのヒアリング等で聞かれた企業の声の中で、地域の雇用動向に関わるものや特徴的な声を集めたものであり、今回は「ITに関連して社員に求める能力及び高年齢労働者の労働災害防止等について、事業者団体・事業主と接する機会に得られた声」を掲載しました。
- ・「担当窓口の声」については、毎回設定されたテーマに沿って担当者が窓口業務を通じて感じた声を集めたものであり、今回は、「安全衛生に関する申請・届出についての声」を掲載しました。

北陸ブロックの雇用動向

	平成30年10－12月期						
	就業地別 有効求人倍率	受接地別 有効求人倍率	新規求人数 増減率	新規求職者数 増減率	正社員 有効求人倍率	雇用保険 被保険者数 増減率	雇用保険 受給者実人員数 増減率
	【季調値】 (対前期差) (単位:倍、ポイント)	【季調値】 (対前期差) (単位:倍、ポイント)	【季調値】 (対前期比) (単位:%)	【季調値】 (対前期比) (単位:%)	【原数値】 (対前年同期差) (単位:倍、ポイント)	【原数値】 (対前年同期比) (単位:%)	【原数値】 (対前年同期比) (単位:%)
北陸 ブ ロ ッ ク	1.91 (▲0.02)	1.85 (▲0.03)	1.0	2.4	1.53 (0.20)	1.1	▲2.7
新 潟 県	1.70 (▲0.01)	1.69 (▲0.03)	0.2	1.3	1.40 (0.21)	1.3	▲2.9
富 山 県	2.13 (▲0.06)	1.92 (▲0.06)	0.2	2.7	1.64 (0.16)	0.9	▲4.8
石 川 県	1.96 (▲0.01)	2.01 (0.03)	3.3	2.9	1.59 (0.25)	1.2	▲4.5
福 井 県	2.20 (▲0.05)	2.07 (▲0.05)	1.2	4.4	1.76 (0.17)	0.9	3.8

※ 雇用保険被保険者数については、一般、高年齢、特例被保険者の合計値。雇用保険受給者実人員については、一般被保険者の数値である。

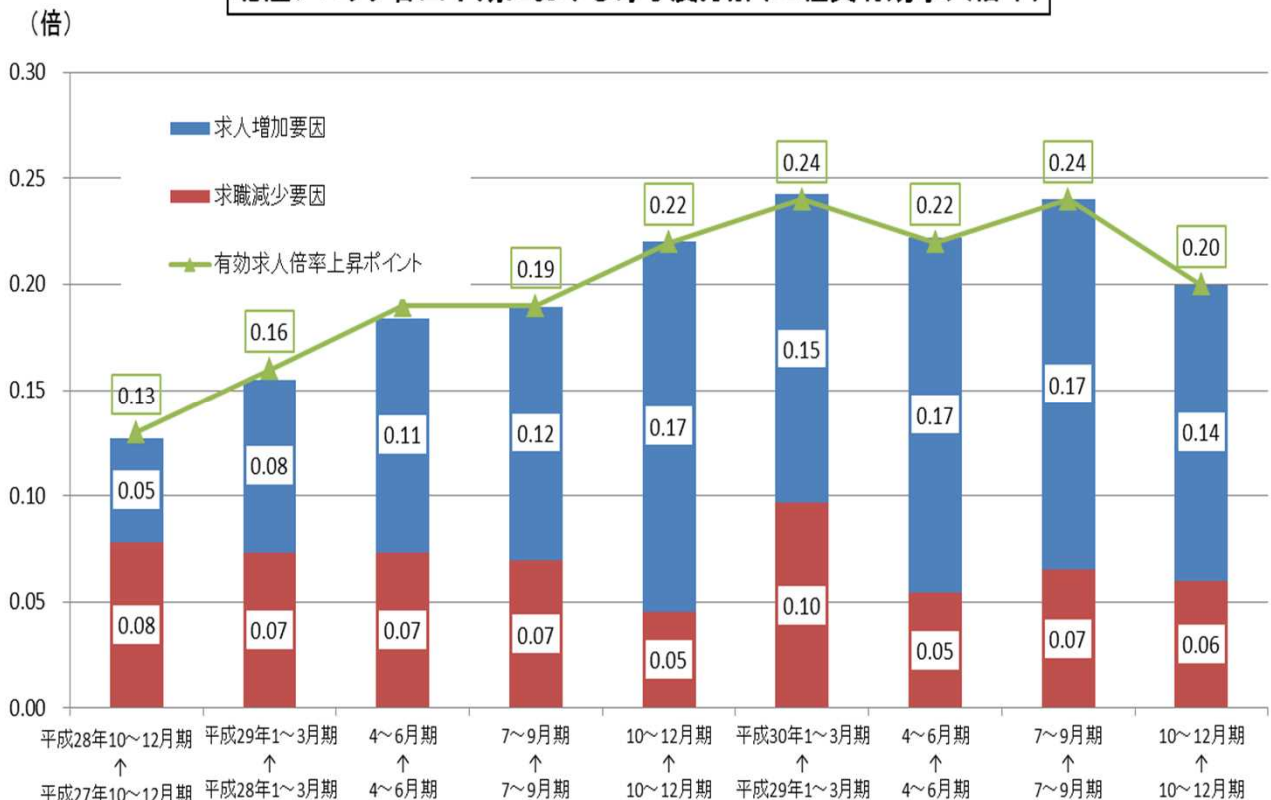
雇用動向におけるトピック

【平成30年10～12月期の雇用情勢判断】

「雇用情勢は、引き続き改善している」(判断維持)

- 10月～12月平均の受理地別有効求人倍率(季節調整値)は1.85倍となり、前期を0.03ポイント下回り、4期ぶりに前期を下回った。
- 10月～12月平均の受理地別有効求人数(季節調整値)は前期比で0.01%増加し、14期連続で前期を上回った。有効求職者(季節調整値)は前期比1.4%増加し、2期ぶりに前期を上回った。
- 10月～12月平均の新規求人数(季節調整値)は前期比で1.0%増加し、2期ぶりに前期を上回った。新規求職者(季節調整値)は前期比2.4%増加し、2期ぶりに前期を上回った。
- 10月～12月平均の正社員有効求人倍率(原数値)は1.53倍で前年同期より0.20ポイント上昇した。

北陸ブロック各四半期における寄与度分解(正社員有効求人倍率)



企業の生の声(人材開発)

★事業者団体・事業主と接する機会に得られた声について、以下のテーマに関するものを記載して下さい。

- ① 高年齢者の社員について、求めるITの能力はどのようなものか(年齢ごとに求められる能力は異なるのか)
 - ・現状で建設・土木現場で高齢者にIT技術を求めるということはない。高齢者(中途採用者を除く)は熟練した技術や経験を活かし現場の中核的人材として活躍を期待。(建設業)
 - ・従事する業務により求めるITの能力も異なるが、年齢により求められる能力が異なることは殆どないので、パソコンは、昔で言う紙と鉛筆の代わりとなっており、最低限のパソコンスキル(スマートフォンやタブレットの操作を含む)は必要。(製造業)
 - ・年齢問わず日報作成のため定型フォームへの入力は必須。(医療,福祉(介護施設))
- ② 社内のあらゆる業務において、ITの能力は必要とされているか。
 - ・作業員には特に必要ないが、現場管理者は必要。(建設業)
 - ・現状は建設現場の技能労働者に求められるIT能力は、日報の入力や稀に社内での発表資料の作成程度であるが、今後は、作業の省力化により、現場の連絡、報告書の作成等も現場で行うことになるため、現場労務者を含むあらゆる業務にIT基本スキルが必要。(建設業)
 - ・機械加工や組立などの製造現場職は、基本的なITスキルは必要であるが、能力も含め特別な資格・知識を条件としていない。(製造業)
- ③ 業務上必要なITに関する能力はどの程度(どのような技術分野・ソフト等)を求めているか。また、その求める能力を習得するために、企業としてどのような人材育成に取り組んでいるか。
 - ・職種により専門知識を要するが、入社後のOJTや業務経験のなかでスキルを積んでいく。(製造業)
 - ・日報等は定型のものに入力できれば可。事務職であればメールのやり取りが必須。特に高度な技術を求めているのでOJTで指導。(医療,福祉(介護施設))
 - ・人材育成のためには、社内研修はコストがかかるため、主として社外研修(県の関連機関)を活用している。(年間100万円程度支出)国の人材開発の助成金も利用。(建設業)
- ④ 情報セキュリティに関して、社員に求めるIT能力はどのようなものか。また、より高度な情報セキュリティ技術・知識が求められる中、研修を含めてどのように人材育成を行っているか。
 - ・情報セキュリティ対策については、外部の業者に社内サーバーや端末のセキュリティ対策を依頼しているほか、社内の詳しい社員による知識の普及、指導等を実施。(製造業)
 - ・ISO認定を受け、社内に研修スキルを持つ社員もいることから、年1回必ず情報セキュリティの研修を部門別・役職別にテスト形式で行う。講師も内部で育成しており、外部講師の派遣はない。漏えい事故等の原因のほとんどはヒューマンエラーであり、個人でも損害賠償責任が発生することを念頭に、厳しい姿勢で研修を実施。(情報通信業)
 - ・ツイッターで社内の悪口を拡散した職員がおり問題となったため、SNSの使用について指導研修を実施。(医療,福祉(介護施設))

★事業者団体・事業主と接する機会に得られた声について、以下のテーマに関するものを記載してください。

① 高年齢労働者の労働災害事例

- ・脚立を使って作業中にバランスを崩して墜落や階段昇降中に足を踏み外したり足が引っかかったりしての転落災害、加工機械を修理後、状況を確認しようとしたところ指が挟まれた災害、作業用ズボンにはきかえる時や歩行中に雪等が原因で転倒した転倒災害など。

② 高年齢労働者への安全衛生上の配慮事例(好事例)

- ・労働者自身が身体能力の低下を認識できていないことが要因として考えられたことから、本人が事前に予想した身体能力を申告したうえで運動機能測定を行い、予想と測定結果との乖離を通知した結果、労働者が慎重に作業、行動するようになった。
- ・KY活動で作業グループに高齢者がいる場合、KYボードに「高」と示し、高齢者に対する対策であることを明示した。
- ・腰痛災害対策としてコンベアで流れてくる荷物を製造ラインから移動させる際に、荷を持ち上げるための機械を設置した。

③ 高年齢労働者の雇用を進めるために必要な安全衛生上の配慮事項(意見・提案)

- ・ハローワークで紹介する際に、一定年齢以上の求人者について安全衛生に関する講習を受講させたり、安全衛生に関するリーフレットを配布してはどうか。
- ・高年齢労働者に対する安全衛生教育を単に企業に任せるだけでなく、具体的な教育実施内容や教材等についても示してもらいたい。
- ・一定の年齢に達した労働者に対しては、高年齢者向けの安全衛生教育(能力向上教育)を行うことを、法律で義務付けるという方法もある。

担当窓口の声

安全衛生に関する申請・届出について、担当職員から得られた声で以下のテーマに関するものを記載してください。

- ① 現行の電子申請の処理に当たって負担・不便となっていること
 - ・ 事業場の認証及び代表者の認証の取得が普及していないこと。
 - ・ システムにおいて電子申請にかかる送信・受信のシミュレーションができる機能がなく、相談があった際に、送信側(事業者側)の送信方法や画面に表示されている情報が分からないため、具体的な助言ができないこと。
 - ・ 様式第1号共同企業体代表者届については、届出者は共同企業体を構成する事業者(事業主)がそれぞれ連名、捺印し提出することになっているが、電子申請様式においては、複数の事業者が連名に記載できる電子申請になっていないこと。
- ② 現行の電子申請で事業者が苦勞していること、工夫していること
 - ・ 電子申請に関する証明について費用が発生すること
 - ・ 事業場では届出書類について署で受付印を押印した控えがなく、明確に受付したという証明書等がないこと。
 - ・ 社労士が手続きを代行できる申請が少なく、また、事業場担当者が不慣れであること。
- ③ システムの向上で電子申請が増加すると見込まれる申請・届出名称とその理由等
 - ・ 安全衛生の提出書類には、機械等設置届をはじめとして大量の添付書類を要求しているものが多いことから、システムの向上により、電子化された図面等の紙媒体への出力や保存の方法が簡易にできるようになれば、申請の増加が見込まれると思われる。
 - ・ 産業医の電子認証が不要になれば、健康診断結果報告の増加が見込まれると思われる。